

審査基準表

(認知症の早期発見・早期診断を推進するための普及啓発事業業務委託)

審査項目		審査内容	5段階評価	得点
1	事業の趣旨等への理解	事業の趣旨や目的を十分に理解した提案となっているか。	／5 × 2	10
2	業務遂行能力	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	／5 × 2	10
		提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。 (体制図、人員配置計画等)	／5 × 2	10
3	事業の企画・運営	普及啓発資料について、見やすく・分かりやすいデザインであるか。	／5 × 4	20
		【ポスター】 認知症の早期発見・早期診断の重要性が伝わる内容となっているか。	／5 × 2	10
		【リーフレット】 認知症及び軽度認知障害（MCI）の知識、気づきのチェックリスト、相談窓口一覧等が分かりやすく掲載されているか。	／5 × 2	10
		【案内カード】 若年性認知症の知識・相談窓口等の情報が分かりやすく掲載されているか。	／5 × 2	10
4	スケジュール	計画的な業務スケジュールとなっているか。	／5 × 2	10
5	事業経費	必要な経費が適切に積算、計上されているか。	／5 × 1	5
		提案価格に優位性はあるか 5点×（全提案者のうち最低提案額／本提案者の金額） ※小数点以下切り捨て	／5 × 1	5
合計				100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である350点（満点500点×7割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案